

1. 市民・事業者・行政等の連携

老岐市の良好な景観形成の推進にあたっては、公共空間だけでなく、市民や事業者などが所有する空間も、景観を構成する要素として捉えることが大切です。そのため「市民」、「事業者」、「行政」は、それぞれの自主的な取り組みとともに、連携・共同により景観形成に取り組む必要があります。

①市民の役割

- ・自らが景観形成の主体であることを意識し、景観づくりへの関心・理解を深め、自主的・積極的に景観づくりに努めます。
- ・市等が実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加・協力します。

②事業者の役割

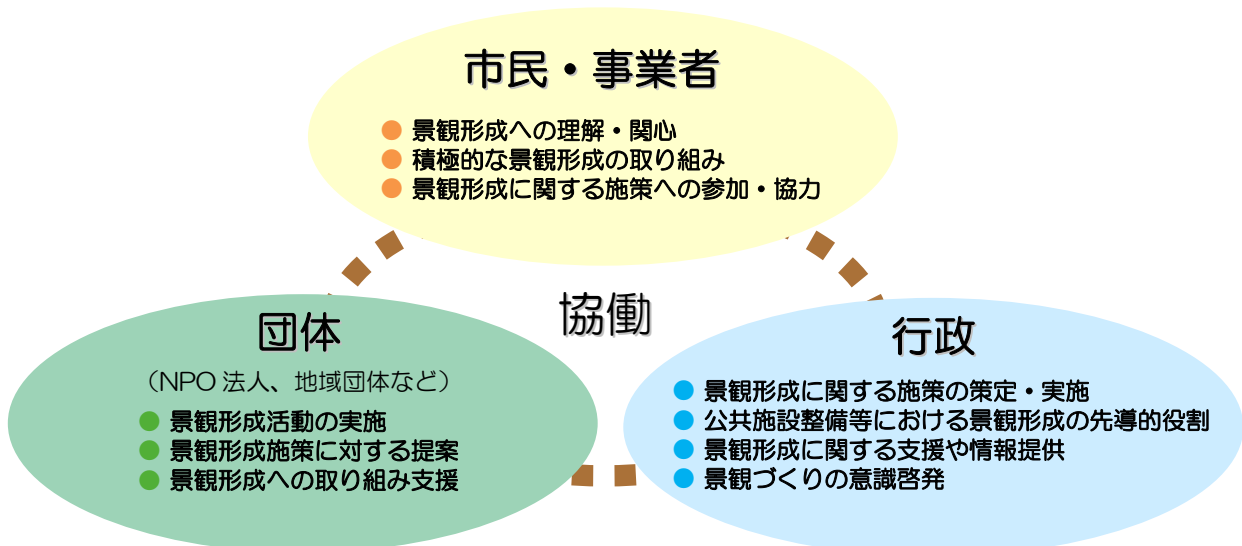
- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えることを認識し、事業活動を行うにあたって、地域における景観形成に貢献するように努めます。
- ・市が実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加・協力します。

③行政の役割

- ・景観形成に関する施策を総合的に策定し、これを計画的に実施します。
- ・公共施設等の整備を行う際は、良好な景観形成に先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、市民、事業者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるように努めます。
- ・景観形成に関する市民、事業者への意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- ・景観形成に関する取り組みへの支援や情報提供を積極的に行います。

④団体（景観協議会、NPO法人など）の役割

- ・地域が主体となり景観形成に取り組む団体や景観法第15条第1項に規定する景観協議会等は、それぞれの活動の中で積極的な景観形成を実施します。
- ・行政が実施する景観形成に関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して景観形成施策に対する提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーター等の立場から市民、事業者、行政が行う景観形成の取り組みを支援します。



2. 市民意識の醸成に向けて

① 広報、啓発に向けた取り組み

市民、事業者等の景観形成に対する理解を深めるため、市広報の掲載、パンフレット等を活用し周知するとともに、世代を問わず研修会などの開催やホームページでの紹介を行い、風景に対する意識や感性を育むための出前講座や定期的なニュースの発行などによる情報提供に取り組みます。

② 市民提案制度の実現

地域自治会やまちづくりNPOなどが、景観法に基づき市に対して景観計画の変更を提案することができます。具体的には以下の事項について、提案制度の対象とすることを想定しています。

- | | | |
|--------------|-------------|----------------|
| • 景観重要建造物の推薦 | • 景観重要樹木の推薦 | • 重点景観計画区域への推薦 |
|--------------|-------------|----------------|

3. 推進方策

① 建築物等の誘導による良好な景観の形成

建築物や工作物、屋外広告物について、地域の特性（自然や歴史、文化）に応じた行為の制限による規制誘導に努めます。

② 景観に配慮した公共事業等による誘導的な景観の形成

行政が先導的に公共公益空間の景観の質的向上に努めます。まちの骨格となる道路、河川などについては、景観の視点からの検討を加え、地域環境の向上に努めます。

③ 市民、事業者、行政の相互理解と協働

お互いが対等な立場で果たすべき役割と責任を自覚し、良好な景観形成という共通の目標に向かって、市民、事業者、行政の協働による景観形成の推進に努めます。

④ ひとづくりの推進

市民一人ひとりが景観に対する理解をより一層深めるための意識啓発及び知識の普及に取り組みます。

⑤ 景観形成の推進

良好な景観を形成するための自主的な活動を支援するとともに、景観法に基づく「景観協定」の活用を推進します。

4. 推進体制

① 壱岐市景観審議会の位置づけと役割

景観計画区域における良好な景観形成を図るため、様々な立場の関係者が参加し、壱岐市の景観を考え協議を行う場として、壱岐市景観審議会を設立し景観行政への取り組みを推進します。

良好な景観形成の推進や一層の充実化を図るためにも、これらの体制を十分に活用し、それぞれの役割に応じ、効果的な連携を図りながら運営を行っていきます。

表：景観審議会の位置づけ

目的	市長の諮問に対し、壱岐市景観計画に関連する重要事項を審議する
主な役割	○壱岐市景観計画の変更や見直し、景観条例の改正に関わる審議 ○届出制度における、景観法に基づく勧告、命令などに対する意見 ○景観重要建造物・樹木の指定に対する意見 ○景観形成施策の進行状況の確認 ○大きく景観へ影響を及ぼすおそれのある計画への助言
構成員	○有識者（土木、都市計画、建築、造園・景観、観光などの専門分野） ○市内有識者 ○関係者（建築士会、宅建業協会、商工会） ○市民代表 ○行政
人数	15名以下
開催	年に1～2回程度（一定の定期開催）
位置づけ	市条例により位置づける

② 長崎県美しい景観形成アドバイザーの派遣制度

市民や市・県の機関が美しい景観形成を目指した計画づくりや施設の設計を行う場合等に、市長の申請等に基づき、あらかじめ登録された関係分野の専門家の派遣を県に申請し、専門家による技術的支援を受けることができます。